

学校法人廣池学園公益通報者保護に関する規則

平成 23 年 4 月 1 日 制 定

令和 6 年 6 月 1 日 全部改正

(目的)

第 1 条 この規則は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）に基づき、学校法人廣池学園（以下「学園」という。）における公益通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、通報者の保護を図るとともに、法令違反行為の早期発見及び是正を図り、もって法令遵守体制の強化に資することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この規則について「公益通報」とは、勤務者等が、不正の目的でなく、法 2 条に定める通報対象事実を、学園、当該対象事実の権限を有する行政機関又は報道機関等の外部に通報することをいう。
- 2 この規則において「勤務者等」とは、学園の役員、職員、派遣されている派遣労働者並びに請負契約、その他の契約に基づき学園においてその業務に従事する取引先の労働者及び役員（通報の日前 1 年以内に職員、派遣労働者、取引先の労働者であった者を含む。）をいう。
- 3 この規則において「内部公益通報」とは、勤務者等が、法 2 条に定める法令に違反する行為又はそのおそれがあると思料する行為（以下「法令違反行為」という。）を、第 5 条に定める窓口に通報又は相談することをいう。

(責任体制・公益通報の方法及び窓口)

- 第 3 条 学園における公益通報制度に係る総合的責任を有する者として最高責任者を置き、理事長をもって充てる。
- 2 最高責任者の下に公益通報制度全般を統括する者として統括管理責任者を置き、常務理事をもって充てる。
- 3 統括管理責任者の下に公益通報者保護委員会（以下、「委員会」という。）を設置するものとする。
- 4 前項の委員会については、別に定める学校法人廣池学園公益通報者保護委員会細則による。
- 5 統括管理責任者が被通報事実の密接な関係者であることが明らかになった場合、理事長は、当該事案について他の者を統括管理責任者として指名する。
- 6 統括管理責任者の下に公益通報に係る調査の実務を担当する者として調査実務責任者を置き、総務部リスクマネジメント・コンプライアンス室長をもって充てる。
- 7 調査実務責任者は、委員会の委員又は事務局を兼任できるものとする。

- 8 調査実務責任者が被通報事実の密接な関係者であることが明らかになった場合、統括管理責任者は、当該事案について他の者を調査実務責任者として指名する。
- 9 大学における研究活動上の不正行為を対象とした公益通報については、最高責任者を除き、各責任者等を学長が指名する。

(公益通報対応業務従事者)

- 第4条 統括管理責任者は、公益通報の受付、当該通報に係る調査及びその是正に必要な措置を講ずる業務の全部又は一部（以下「公益通報対応業務」という。）に従事する者を、法が規定する公益通報者対応業務従事者（以下「従事者」という。）として定める。
- 2 統括管理責任者は、前項に基づいて定めた従事者に対し、書面又は電子メール等によりその旨を通知するとともに、守秘義務に関する責任及びその他の必要な事項を通知する。
 - 3 統括管理責任者は、必要が生じた都度、第4条第1項に定める従事者以外の職員を従事者として定めることができる。この場合において統括管理責任者は、従事者となる者に対して、前項と同様の方法により、従事者の地位に就くことを示すものとする。
 - 4 統括管理責任者は、従事者を監督し、公益通報対応業務を総括する。
 - 5 従事者は、公益通報対応業務に関して知り得た事項であって、公益通報者を特定させるものについて、守秘義務を負うこと等を確認の上、公益通報対応業務を行うものとする。
 - 6 通報対象事実の実施主体である者（被通知者）、その他通報事案に密接に関係する者又は関係していたことが明らかになった者は、公益通報対応業務に関与させないものとする。

(内部公益通報窓口)

- 第5条 学園は、内部公益通報を受け付ける窓口を、リスクマネジメント・コンプライアンス室（以下、「園内通報窓口」という。）及び学園が指定する弁護士若しくは法律事務所（以下、「園外通報窓口」という。）に設置する。
- 2 学園は、リスクマネジメント・コンプライアンス室員をもって、園内通報窓口での受付及び相談業務に従事させる。

(内部公益通報の方法)

- 第6条 内部公益通報は、電子メール、電話、手紙又は面談の方法によって行うことができる。
- 2 勤務者等は、内部公益通報を行う場合において、当該本人を特定する情報を秘匿することができる。
 - 3 勤務者等は、不正の利益を得る目的、学園又は第三者に損害を加える目的及びその他の不正の目的をもって、通報を行ってはならない。

(他の規則等との関係)

第7条 通報対象事実対象法律以外の法令違反行為、不正行為又はハラスメントに関する相談、通報、申告等、公益通報者保護法以外の法令等に基づき学園の他の規則・規程等にその対応が定められているものは、当該規則・規程等に則って対応するものとする。

(受付及び報告)

第8条 内部公益通報窓口において内部公益通報を受付けた従事者は、直ちにその旨を調査実務責任者に報告しなければならない。

- 2 調査実務責任者は、直ちにその旨を統括管理責任者に報告しなければならない。
- 3 統括管理責任者は、最高責任者及び監事にその内容（通報者の同意がない場合は、当該本人を特定する情報を除く。）を報告するものとする。

(範囲外共有の防止)

第9条 通報者の氏名及びその他の通報者を特定させる情報は、通報者の同意がない限り、従事者間でのみ共有するものとする。

- 2 通報対象事実の調査により得られた情報（前項の情報を除く）は、従事者、役員のほか、必要に応じて権限を有する行政機関に限り共有するものとする。
- 3 前項に定める範囲外に共有が行われた場合は、統括管理責任者は適切な救済・回復の措置をとらなければならない。

(調査の開始・通知)

第10条 委員会は、通報された法令違反行為に係る事実関係についての調査を実施するか否かの検討を行い、解決済みの案件である場合、明らかに調査の必要がない場合等の正当な理由がある場合を除いて、委員長が当該公益通報対応業務の調査実施を調査実務責任者に指示する。

- 2 最高責任者は、調査に当たって高度の専門性を要すると判断した場合は、外部の専門家及び弁護士等の意見を求め、必要に応じて調査に参加させることができる。
- 3 調査実務責任者は、当該通報者に対し、通報を受領した旨及び調査の要否について通知する。ただし、匿名による内部公益通報の場合及び当該通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(調査の実施)

第11条 調査実務責任者は、通報された事実について、書類調査、実地調査、事情の聴取及びその他の適切な方法により調査を行う。

- 2 調査実務責任者は、調査対象者に対し、調査の実施のために必要な帳票及び資料の提出又は事実の報告、説明を求めることができる。

- 3 調査対象者は、前項の請求があった場合、正当な理由があるときを除いて、これに応じなければならない。

(遵守事項)

第 12 条 従事者及びその他調査に関わる者は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査対象者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
 - (2) 調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
 - (3) 常に公平不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施すること。
 - (4) 職務上知り得た事実及び通報者を特定させる情報を、正当な理由なく他に漏らさないこと。その職を離れた場合も同様とする。
- 2 学園は、前項の規定に違反した者に対し、学園の職員勤務規則等に基づき、懲戒処分等を行うことができる。

(是正措置・通知等)

第 13 条 統括管理責任者は、調査を開始した後、適宜その進捗状況を最高責任者に報告するとともに、調査を終了した後、直ちにその結果を最高責任者及び監事に報告しなければならない。

- 2 最高責任者は、調査結果により法令違反行為の存在が明らかになった場合は、遅滞なく、その是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。
- 3 統括管理責任者は、前項の措置が講じられた場合は、当該措置に係る通報者に対し、関係者のプライバシーに配慮しつつ、その措置の内容を通知する。ただし、匿名による通報の場合及び当該通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(懲戒処分等)

第 14 条 最高責任者は、法令違反行為の存在が明らかになった場合は、不正に関与した者に対し、学園の勤務規則等に基づき、懲戒処分等を行う。

- 2 法令違反に関与していた勤務者等が、調査実務責任者が調査を開始する前に、自ら通報、申告を行った場合は、当該勤務者等の懲戒処分等の程度を軽減することがある。

(通報者の保護)

第 15 条 学園は、勤務者等が公益通報を行ったことを理由として、当該通報者に対する解雇、労働者派遣契約の解除、減給、降格及びその他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、勤務者等が不正又は他人を誹謗中傷する目的をもって通報を行った場合は、この限りではない。

- 2 学園の勤務者等は、公益通報を行った者及び対象事案に関する調査に協力した者を探索してはならない。
- 3 学園の勤務者等は、他の勤務者等が公益通報を行ったことを理由として、当該通報者に対し、不利益な取扱いや嫌がらせを行ってはならない。
- 4 学園は、勤務者等が第 15 条第 2 項又は同条第 3 項に規定する行為を行った場合、職員勤務規則等に従って、懲戒処分等を行うことができる。
- 5 学園は、勤務者等が公益通報を行ったことを理由として、当該通報者の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じなければならない。

(事後確認)

第 16 条 統括管理責任者は、是正措置及び再発防止措置の実施後、次に掲げる事項を適宜確認し、確認結果を最高責任者及び監事に報告しなければならない。

- (1) 公益通報処理の手続等に問題がないこと。
 - (2) 法令違反行為の再発のおそれのないこと。
 - (3) 是正措置及び再発防止策が機能していること。
 - (4) 通報者に対し、公益通報を行ったことを理由とする不利益な取扱いが行われていないこと。
- 2 最高責任者は、前項第 3 号の確認の結果、是正措置又は再発防止策が機能していないときには、改めて是正に必要な措置をとらなければならない。また、前項第 4 号の確認の結果、通報者に対する不利益な取扱いを把握した場合には、適切な救済・回復の措置をとらなければならない。

(教育・周知)

第 17 条 学園は、法及び学園の公益通報制度について、勤務者等に継続的な教育・周知を行わなければならない。

- 2 統括管理責任者は、従事者に対し、通報者を特定させる事項の取り扱いについて、十分な教育を行わなければならない。

(記録の保管等)

第 18 条 学園は、内部公益通報への対応に関する記録を作成し、10 年間保管するものとする。

- 2 学園は、3 年に一度、内部公益通報体制の定期的な評価・点検を実施し、必要に応じて改善を行う。
- 3 学園は、内部公益通報窓口に寄せられた内部公益通報に関する運用実績の概要を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉又はプライバシー等の保護に支障がない範囲において職員及び役員に報告するものとする。

(関係法令の適用)

第 19 条 学園における公益通報等の取扱いに関し、この規則に定めのない事項は、法及びその他関係法令の定めるところによる。

(事務の所管)

第 20 条 この規則に関する事務は、総務部リスクマネジメント・コンプライアンス室が所管する。

(規則の改廃)

第 21 条 この規則の改廃は、理事会の議を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 3 この規則は、令和 6 年 6 月 1 日から改定施行（全部改正）する。